

<一般委託>

中学2年生ピロリ菌検査業務委託 仕様書

中学2年生ピロリ菌検査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市に住民登録のある中学2年生(希望者)の尿中ピロリ抗体検査を行う。
2	履行期間	契約締結日から令和元年10月31日
3	施行場所	横須賀市健康部保健所健康づくり課
4	業務内容	<p>受託者は尿検査用の採尿セットを提供し、委託者が各中学校で回収した検体について、尿中ピロリ抗体検査を行う(検体回収期間は9月中旬～10月上旬)。</p> <p>【委託内容及び数量】</p> <p>① 尿検査用の採尿セット 3,300セット(予定)</p> <p>② 尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査 3,000件(予定)</p> <p>※詳細は、別紙「特記事項仕様書」のとおり。</p>
5	特記事項	別紙「特記事項仕様書」のとおり。
6	関係法規	横須賀市がん克服条例、横須賀市中学2年生ピロリ菌検査・除菌事業実施要綱
7	資格要件	<p>①衛生検査所登録が証明されていること</p> <p>②財団法人医療関連サービスマーク振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。</p> <p>③CAP(College of American Pathologist)認定の取得並びにISO15189を取得していること。</p>
8	契約方法	単価契約による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として積算額に税率相当額(円未満の端数切捨て)を加算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市健康部保健所健康づくり課 小田嶋 電話:046-822-4307

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

## 内訳書

No.	単価契約分	品質・形状・寸法 又は型式	単位	予定 数量	上限単価 (円)	契約単価(円)
1	尿検査の採尿セット	別紙特記事項仕様 のとおり	個	3,300	45	
2	尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査	別紙特記事項仕様 のとおり	件	3,000	420	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

## 中学2年生ピロリ菌検査業務委託 特記事項仕様書

### 1 件名

中学2年生ピロリ菌検査業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和元年10月31日

### 3 施工場所

健康部保健所健康づくり課

### 4 委託業務内容

#### (1) 尿検査用採尿セット

受託者は尿検査用の採尿セット（袋に試験管、スポイト、コップが1つずつ封入された状態）を事前に健康づくり課へ納品する。

購入予定数 3,300セット

#### (2) 尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査

受託者は、委託者が各中学校で回収した検体について、尿中ピロリ抗体検査を行い、その結果を委託者に報告する。

検査予定数 3,000件

### 5 検査準備等

受託者は、委託者が各中学校で検体を回収する際に使用する保冷バッグ、保冷剤、試験管立て等を必要数貸し出す。

### 6 検査依頼・検体回収等

委託者が中学校で回収した検体は、回収当日中に保健所健診センターで受託者に渡す。その際、USBフラッシュメモリと書類（ログ情報・ダンプ情報）にて検査を依頼する。受託者は、それぞれの検体と依頼内容をその場で確認のうえ回収を行う。

検体引き渡し予定時間 13時～15時頃

### 7 検査結果等

検体回収日の10日後（休祝日を含む。10日後が休祝日に当たる場合は、直前の平日）までに検査結果を、USBフラッシュメモリと書類にて報告する。

## 8 委託料

検査委託には、検査の事前準備、検査容器の準備、回収（保健所健診センター）、結果の受領までを含む。

検査委託料の支払いは月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として積算額に税率相当額（円未満の端数切捨て）を加算するものとする。実施件数分のみ請求により支払うものとする。

本契約は、単価による業務委託契約とする。

### 請求時期及び内容

7月末 尿検査の採尿セットの請求

9月末 尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査（9月実施分）の請求

10月末 尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査（10月実施分）の請求

## 9 その他

- ・「横須賀市中学生ピロリ菌検査インターフェース仕様書」参照。
- ・検査容器等、すべての受け渡しは、横須賀市保健所健診センターとする。
- ・不都合が生じた場合は、双方で協議するものとする。

**横須賀市保健所健診センター向け  
中学生ピロリ検査インタフェース仕様書**

(USB メモリ, CSV 形式 : 初版)

初版 2019年4月16日

(株) 両備システムズ ヘルスケア事業部

## ※変更履歴

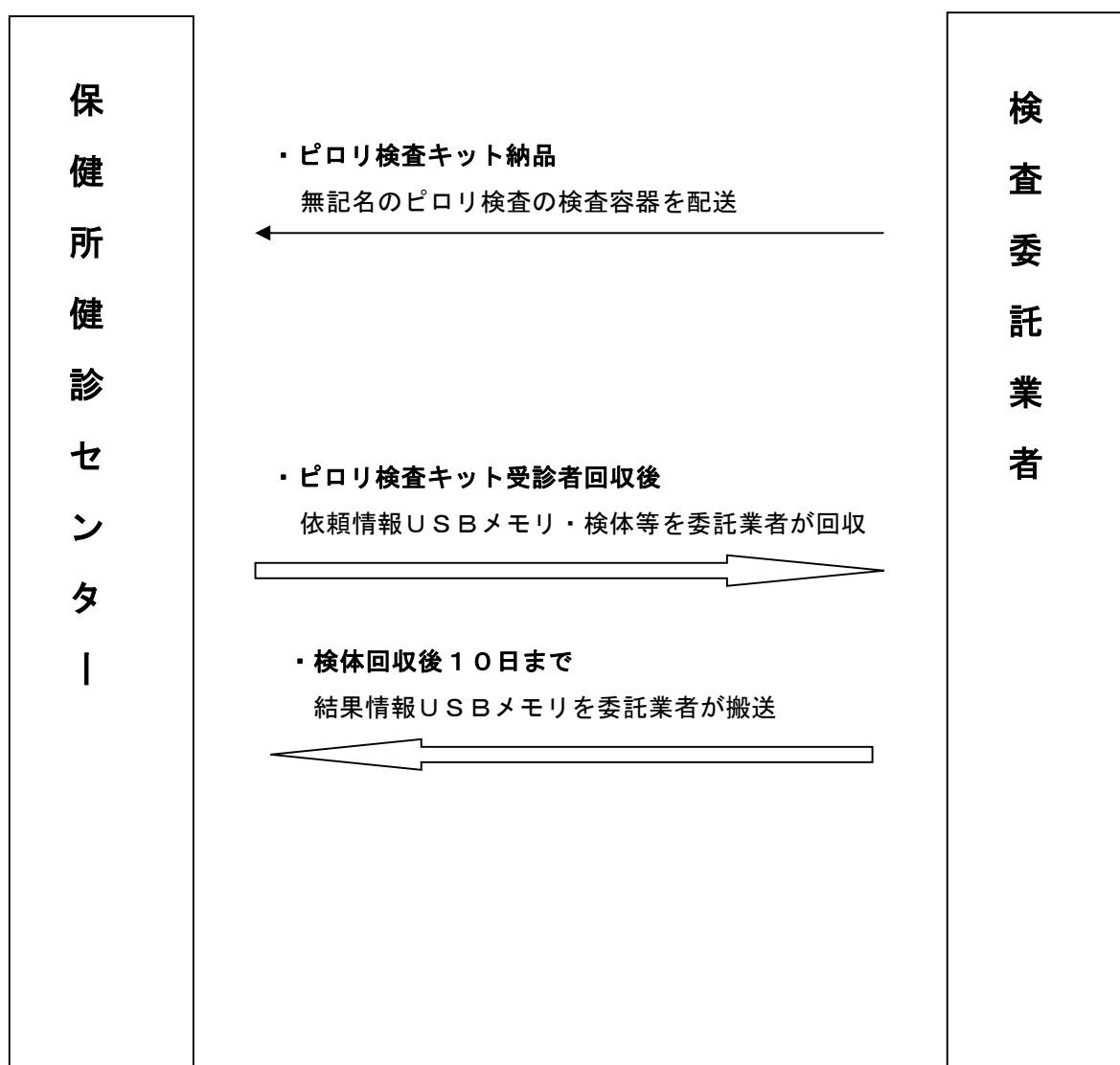
版	日付	更項目	内容
初版	2019/04/16	新規作成	

## I. 本仕様について

中学生ピロリ検査の以下の情報についてUSBメモリでデータの送受信を行う為のデータ仕様について説明するものです。

1. 依頼情報送信
2. 結果情報受信

## II. 運用概要



### Ⅲ. ファイル格納形体

データファイルは以下の規則に従いUSBメモリに格納します。

- ・格納先フォルダ USBメモリのルート直下  
※結果情報”REP.CSV”に限り、任意のフォルダに格納可能

- ・ファイル構成

SEQ	処理内容	ファイル記号名称	レコード数	レコード形式
1	依頼情報送信	IRAI.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式
2	結果情報受信	REP.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式

- ・各媒体（※フォルダ）には、処理により上記1つのファイルを格納する。他のファイルは存在しないこと。  
（媒体が複数になる場合も同様）
- ・検査予約、依頼、結果1件を1レコード（1行）としてファイルに格納する。  
先頭レコードはヘッダ行として必ず存在する。  
このため、1ファイルは最低2件以上のレコードを持つ。
- ・改行のためのコードはDOSの[CR+LF]とする。（最終レコードにも改行を付加する）
- ・ファイルは文字コードとしてシフトJISを利用する。
- ・数値は項目に関係なくすべて文字で格納する。
- ・通常、媒体が複数になることはありえないが、必要な場合同様のファイルを別媒体に格納する。  
（2度処理するイメージ）
- ・一つのレコードが複数媒体に跨るような格納は認めない。



## IV. ファイルレイアウト

### 1. 依頼ファイル (IRAI.CSV)

ファイル形式：可変長 CSV 形式（全項目””付 ,区切り）

SEQ	項目名	状態	項目説明	例
1	タイプ	固定	【”I”固定】	“I”
2	処理フラグ	未使用	“0”：未処理、“9”：処理済	“0”
3	受診者番号	必須	前0右詰 10 桁、数字	“0000000018”
4	カナ氏名	選択	半角	“ヨスカ 知”
5	漢字氏名	選択	全角	“横須賀 太郎”
6	生年月日	選択	“YYYYMMDD”	“19580502”
7	性別	選択	“1”：男 “2”：女 “9”：不明	“1”
8	予約日&依頼日	必須	“YYYYMMDD”	“20190926”
9	依頼番号	未使用	前0右詰 10 桁	“0000000000”
10	依頼科情報	未使用	前0右詰 4 桁	“0000”
11	病棟コード	未使用	前0右詰 4 桁	“0000”
12	医師コード	未使用	前0右詰 4 桁	“0000”
13	依頼項目数	必須	前0右詰 3 桁	“001”
14	項目コード	必須	前0右詰 6 桁	“004524”
15	項目名称	選択	全角&半角文字、桁は不定	“H. ピロリ抗体”
16	ターミネイト	必須	CR+LF	0x0A0D
17				

#### 1) レコード例

##### (1)ヘッダーレコード× 1

“タイプ”, “処理フラグ”, “受診者番号”, “カナ氏名”, “漢字氏名”, “生年月日”, “性別”,  
 “依頼日”, “依頼番号”, “依頼科情報”, “病棟コード”, “医師コード”,  
 “依頼項目数”, “項目コード”, “項目名称”CR+LF

##### (2)明細レコード× n

“I”, “0”, “0000000018”, “ヨスカ 知”, “横須賀 太郎”, “19580502”, “1”,  
 “20190926”, “0000000000”, “0000”, “0000”, “0000”,  
 “001”, “004524”, “H. ピロリ抗体”CR+LF

## 2) 注意点

### (1) 状態について

固定：必ず指定の固定文字をセットします。

必須：必ず指定の内容をセットします。

選択：必ずしも内容をセットする必要のない項目ですが、例のような内容をセットします。

未使用：今回の I F では、不要と思われる項目です。

例のようにタイプクリアデータをセットします。

### (2) 項目コード：項目名称は必ずセットで必要項目数（依頼項目数）ぶん繰り返します。

※今回の事例では、1項目で”004524”, ” H. ピロリ抗体”固定となりますが

仕様上は複数項目の連携可能な仕様とします

### (3) 項目コードは当方指定（VI. コード一覧、参照）を使用します。

状況により（6桁以内の数字）検査依頼業者のコードをセットすることも可能です。

### (4) 各項目は必ずしも“ ”で囲まれない場合を想定することが望ましい。

ただし、項目に、を含む項目は必ず“ ”で囲むこととする。

（EXCEL等で誤って保存を行った場合“ ”が無くなる場合があるので注意が必要）

## 2. 検査結果ファイル

ファイル形式：可変長 CSV 形式（全項目””付 ,区切り）

SEQ	目名	状態	項目説明	例
1	タイプ	固定	【”R”固定】	“R”
2	処理フラグ	未使用	“0”：未処理、“9”：処理済 【今回”0”固定】	“0”
3	受診者番号	必須	前0右詰 10 桁、数字	“0000000018”
4	カナ氏名	選択	半角	“ヨスカ 知”
5	漢字氏名	選択	全角	“横須賀 太郎”
6	性別	未使用	“1”：男 “2”：女 “3”：不明	“1”
7	検査依頼日	必須	“YYYYMMDD”	“20190926”
8	検査実施日	選択	“YYYYMMDD”	“20190926”
9	依頼番号	未使用	前0右詰 10 桁	“0000000000”
10	報告状態	必須	“0”：中間報告、“9”：最終報告	“9”
11	報告日	選択	“YYYYMMDD”	“20191006”
12	結果項目数	必須	前0右詰 3 桁	“001”
13	項目コード	必須	前0右詰 6 桁	“004524”
14	項目名称	選択	全角&半角文字、桁は不定	“H. ヒロリ抗体”
15	結果値	必須	全角&半角文字、桁は不定	“2.5”
16	結果コメントコード	選択	前0右詰 4 桁	“0000”
17	異常マーク	選択	※V. 4 参照	“1”
18	ターミネイト	必須	CR+LF	0A0D
19				
20				

## 1) レコード例

## (1)ヘッダーレコード× 1

“タイプ”, “処理フラグ”, “受診者番号”, “カナ氏名”, “漢字氏名”, “性別”,  
 “検査依頼日”, “検査実施日”, “依頼番号”, “報告状態”, “報告日”,  
 “結果項目数”, “項目コード”, “項目名称”, “結果値”, “結果コメントコード”, “異常マーク”CR+LF

## (2)明細レコード× n

“R”, “0000000018”, “ヨスカ 知”, “横須賀 太郎”, “1”,  
 “20190926”, “20190926”, “0000000000”, “9”, “20191006”,  
 “001”, “004524”, “H. ヒロリ抗体”, “2.5”, “0000”, “1”CR+LF

## 2) 注意点

### (1) 状態について

固定：必ず指定の固定文字をセットします。

必須：必ず指定の内容をセットします。

選択：必ずしも内容をセットする必要のない項目ですが、例のような内容をセットしてください。

状況により別途、打合せ可能

未使用：今回の I F では、不要と思われる項目です。

例のようにタイプクリアデータをセットしてください。

### (2) 項目コード～異常マークは必ずセットで必要項目数（結果項目数）ぶん繰り返します。

※今回の事例では、1項目で”004524”, ” H. ピロリ抗体”固定となりますが

仕様上は複数項目の連携可能な仕様とします

### (3) 依頼コードは当方指定（VI. コード一覧、参照）を使用します。

状況により（6桁以内の数字）検査依頼業者のコードをセットすることも可能です。

### (4) 各項目は必ずしも“ ”で囲まれない場合を想定することが望ましい。

ただし、項目に, を含む項目は必ず“ ”で囲むこととする。

（EXCEL等で誤って保存を行った場合“ ”が無くなる場合があるので注意が必要）

## V. 結果形式説明

### 1. 項目名称

セットが難しい場合、必ずしもセットする必要はありません。

(項目をチェックするため、I F上必ずしも必要としません)

この場合、必ず “,” で位置は合わせてください

### 2. 結果値

#### 1) 数値系

1 2 3 → “123”

0. 5 7 → “0.57”

-2. 0 → “-2.0”

### 3. 結果コメントコード

・今回の仕様では使用しません。”0000”をセットしてください。

“検体量不足”などの内容は結果値にセットして下さい。

※今後、コメントが必要な場合、別途コードにて行う予定です。

### 4. 異常マーク

・今回の仕様では特に必要ではありません。”1”をセットしてください。

・セットする場合

下に外れた場合 → “0”

正常な場合 → “1”

上にはずれた場合 → “2”

上下判断できない異常な場合 → “2”

## VI. コード一覧

### 1. 検査依頼&結果コード

検査名称	依頼コード	結果コード	結果タイプ等
H. ピロリ抗体	004524	004524	数値

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。